第２回 準特定地域京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
議事概要

平成２７年４月１０日（金）
１５：００～
ホテルグリーンタワー幕張

１．開　会

２．議　事

（１）京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

事務局　・資料１『京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』に基づき説明。

榛澤会長　・設置要綱の一部改正について説明がありましたが、ご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願い致します。

＜・・委員より意見無し・・＞

・設置要綱の一部改正の内容について議決をとりたいと思います。議決方法については事務局よりご説明をお願い致します。

事務局　・設置要綱の改正の議決につきましては、資料にございます設置要綱第５条第１１項（２）の規定により議決をとることとなってございますので、よろしくお願いいたします。

榛澤会長　・それでは設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思います。ご異議ある方おりますでしょうか。

＜・・委員より異議無し・・＞

・特段ご異議がございませんでしたので設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

（２）タクシー事業の現状について

アドバイザー (千葉運輸支局 尾崎首席)	・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より資料２『タクシー事業の現状について』に基づき説明。
榛澤会長	・ただいま千葉運輸支局より『タクシー事業の現状について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願い致します。
自交総連 小林委員	・特定地域、準特定地域に区分けされた内容が一般の人にはよくわからない。現状では、減車によってどれだけの賃金を増やすか、というのが労働者に課せられた課題である。こういう状況で頼りになるのは減車である。しかし、特定地域から外れると、強制減車しないことになり労働者の賃金は上がらない。つまり、増収には繋がらないということである。特定地域、準特定地域関係なく減車を進めていただきたい。今回の協議会では、労働改善が特措法に出ているのだが、まったく触れられていない。新聞報道で大学新卒者、女性労働者が集まったという報道が出ているが、現実にはまったく増えていない。千葉県全体では、５０歳以上は８６％、６０歳以上は６０～６５％という状況である。ワーキンググループによると、今の累進歩合はオーバーワークを誘い、事故を誘発する恐れがあると言っている。運転者が悪いのではない、オーバー労働でなければ生活賃金が得られない賃金体系のために、否応無しに働いているからである。だから若手労働者が集まらない。しかし、協議会では改善の中身がまったく出てこないではないか。例えば、南房交通圏においては、既に特定地域の基準に合致しないこととなっているが、南房交通圏では、消費税の値上げの時に、足切り引上げの賃下げが実行された。その時、京成系列会社が、６５歳定年、もっと働きたかったら６０歳から５％下げる定時制に入り、厚生年金から脱退し、国民健康保険に切り替えなさい。こういうやり方をしている。このように特定地域から外れると大幅な賃下げが実行されているところがある。これはどういうことか。 　労働者の労働条件改善がまったくなされていない中で、あれやりますこれやりますはもう結構です。まずは少なくとも減車をして、労働者の労働改善をしてください。老人に対し大幅に賃金を下げて、女性労働者を短時間労働者として起用することは、本来のタクシーのあり方ではない。これではタクシー労働者への希望者は増えないと思う。特定地域であろうが準特定地域であろうが、減車を主体にした労働条件の改善をお願いします。
榛澤会長	・ご要望ありがとうございます。

（３）タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後１年間の取組み状況について

事務局　・資料３の『改正特措法施行後１年間の取組み状況について』に基づき説明。

榛澤会長　・ただいま事務局より『改正特措法施行後１年間の取組み状況について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願い致します。
なにか、ご質問ございませんでしょうか。

＜・・委員より意見無し・・＞

榛澤会長　・昨年２月２０日に準特定地域として第１回の協議会を開催し一年ほど経過いたしました。先ほど事務局より、この一年で業界が取り組んだ活性化についての様々な取組の紹介がありました。この活性化については今後とも引き続き継続して行く必要があると考えますので今後も皆様方のご協力をお願い致します。

（４）特定地域の指定について

事務局　・資料４－１『特定地域の指定について』１ページをご覧なってください。本年、２月２日付けで、関東運輸局長より当協議会の榛澤会長あてに『特定地域の指定について』文書が発出されました。これは平成２７年１月３０日付けで公示された「特定地域の指定基準等について」の通達に基づき、行政におきまして各項目毎に該当状況を確認したところ、当京葉地区につきましては、指定基準１．（６）を除いて全て適合しているという事でございます。
　指定基準１．（６）については正にこの協議会での同意が必要という事でございますので各委員の皆様にお諮りをしたいと存じます。
　なお、皆様にお諮りする前に、オブザーバーとして出席いただいております千葉運輸支局より通達等の内容について説明をお願い申したいと思います。

アドバイザー(千葉運輸支局尾崎首席)　・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より『参考資料』に基づき説明。

榛澤会長　・只今の説明に関しましてのご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願い致します。

＜・・委員より意見無し・・＞

榛澤会長　・２月２日付けの関東運輸局長からの文書の中で、「特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論を行うように」とありました。この件に関して事務局よりお願い致します。

事務局　・資料４－２『タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について』に基づき説明。

榛澤会長　・ありがとうございました。只今の説明は、タクシー利用者の意向も把握・調査された結果でございます。タクシー事業の今後の活性化に生かしていただければと思います。
なにかご意見はございますか。

自交総連
小林委員　・京葉、東葛地区の各市役所に、タクシー運転手の賃金について資料を提出した。タクシー運転者の賃金は２７９万円で生活保護者と変わらない。オーバーワークしなければ生活賃金が得られない状況である。「累進歩合は事故を誘発する問題であり、若手労働者が集まらない」と明言しているのに、討論では触れられていない。大学新卒労働者を集めているとあるが、若手労働者は集まっていない。アンケートでも労働条件が悪いとある。会社の売り上げがないところは大変だが、累進歩合だ。例えば、運転者が４０万の売り上げがあっても税込みで１６万しかいかない。しかし、会社には６０％（２４万）入ることになる。その他、隔勤であれば２．６人を掛けても絶対会社は損をしないはずである。６５歳定年、もしくは、６０歳から賃金を下げて社会保険を脱退した労働を選ばせられる。それに対し、女性労働者は短時間労働だ。短時間労働をしていて、給与の差を進言すれば、「ならば普通のタクシーに乗ればいい。それなら使ってやる」と言われ、クビになった人間もいる。タクシー運転者は、安全とサービスを守りながら生活賃金を得ている状態を考えれば、もう少し協議会で議論をしてもらいたい。労働条件の改善を徹底的にやってもらいたい。若手運転手が集まるためにも、頼りになるのは減車しかない。減車すれば、売り上げが伸びて、賃金が上がる。その減車もなしに、準特定地域でいることになれば、若手労働者どころか、タクシー業界としてどうに

もならない状況になるのではないかと思う。ぜひとも、特定地域と準特定地域を分けずに、すべてを減車対応にしてもらいたい。少数車両所有の会社に関しては、皆で協議していけば良い。特定地域から外すことは絶対に反対します。

榛澤会長　・労働組合代表としての、ご意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。
　それでは議決に入る前に、議決方法について事務局よりお願い致します。

事務局　・議決方法についてご説明致します。資料１『京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』の4ページの中程、第５条第１１項（４）をご覧ください。今回、特定地域の指定を受けるか否かの内容となるため（１）～（３）以外の議決に該当致します。ここに記載のあるとおり①～③全てを満たす場合、合意となります。①、当協議会の榛澤会長及び事務局長（千葉県タクシー協会会長）が合意していること。②、特定地域の指定に合意するタクシー事業者が京葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が京葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。③、①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員（労働組合等）はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員（地域住民、千葉県警、千葉労働局、ＪＲ東日本千葉支社、千葉県タクシー運転者登録センター）については、各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意していることとなります。
　議決について、でございますが、榛澤会長、事務局長及びタクシー事業者以外の構成員の皆様におかれましては、同意、非同意について挙手にてお願いをしたいと存じますがよろしいでしょうか。

榛澤会長　・ありがとうございました。それでは議決を行いますが、まず始めにタクシー事業者の意向について事務局より報告をお願いいたします。

事務局　・タクシー事業者の意向についてご報告致します。当該地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が３５者、また、個人タクシー事業者が３８１者（H27.2.28 現在）ございますので、すべての事業者についてこの場で議決をとる事が不可能な状況でありますので、事務局より事前に該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定を「希望する」、「希望しない」の意

向を確認するための調査を実施し、回答をいただいておりますのでご報告させて頂きます。
　本日現在の京葉地区の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，５０７両、その他ハイヤー車両７両、また、個人タクシー事業者が保有する車両３８１両、合計１，８９５両となります。そのうち「特定地域の指定を希望する」と回答した事業者の車両数は３２７両（全車両数の 17.3%）、「特定地域の指定を希望しない」と回答した事業者の車両数は１，５６４両（全車両数の 82.5%）、また、回答を棄権した事業者の車両数が４両でございましたのでご報告致します。

榛澤会長　・ただいま事務局より報告がありましたが、設置要綱第５条第１１項（４）②タクシー事業者につきましては、特定地域の指定を希望するタクシー車両数の合計が京葉地区の車両数１，８９５両の過半数に達しませんでしたので、合意されませんでした。
　設置要綱においては、①から③の全ての要件を満たすことになっておりますので､ただ今のタクシー事業者の結果をもって、当協議会としては「特定地域の指定」に合意しないことになりますので、③の構成員の方々には議決を取る代わりに、今回の特定地域の指定に関すること、あるいは、今後のタクシー事業の活性化等に関することでも結構ですので、ご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

＜・・委員より意見無し・・＞

榛澤会長　・先ほどのタクシー事業者の結果及び、ただ今構成員の方々からいただいたご意見を踏まえまして、①私（協議会会長）と事務局長（篠﨑タクシー協会長）につきましては、合意いたしません。
　以上の議決結果等を持ちまして、当協議会においては「特定地域の指定」に合意しないこととなりましたので、結果につきまして、国土交通大臣あてに報告させて頂きます。
　当協議会としては特定地域の指定の合意に至りませんでしたが、タクシー事業は公共交通機関の一翼として、健全に機能しなければなりません。また、総合交通ネットワークの一員としての機能を向上していかなければいけませんので、タクシー事業の適正化・活性化について、今後も前向きに取り組んで行く必要があるものと考えております。
　先ほど事務局より報告のありました利用者アンケートの結

果、あるいは構成員の方々よりいただいたご意見等を踏まえ、特にタクシー事業の活性化方策について取り組んで参りたいと思いますので、構成員の方々、また、タクシー事業者の皆様には引き続きご協力をお願い申し上げます。

なお、先ほど千葉運輸支局からご説明がありましたが、行政より京葉地区における需給状況判断、適正車両数の公表があり、これに伴い準特定地域計画の見直しが必要となりますので、なるべく早い時期に「第３回準特定地域協議会」を開催し、構成員の皆様にご審議をいただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。

協議会の日程等につきましては、後日、事務局より構成員の皆様にお知らせいたしますのでよろしくお願い致します。

ここで事務局長よりコメントをお願いいたします。

事務局長　・事務局長を務めさせていただいております。タクシー協会の篠﨑と申します。本日は、お忙しい中、当協議会にご参集いただき、議論に参加していただき誠にありがとうございました。協会といたしまして、今回の決定について一言コメントさせていただければと思います。

当協会と致しましては、特定地域への指定の賛否について、会員事業者の意思を確認するのに先立ち、交通圏毎に、複数回の説明会を開催し、特定地域に指定された場合の具体的な取扱や、供給輸送力の削減方法の制限等、制度面につきまして、会員事業者に十分ご理解頂けるよう努めてまいりました。

その中で、今回の法改正が、タクシー事業者の要望に基づき、議員立法で成立したものであり、この法律に対してタクシー業界全体として責任をもって対応する必要があるということ、しかし同時に、特定地域においては、事業者の協議によって決定する特定地域計画に盛り込んだ供給輸送力の削減に法的な強制力があり、且つその決定にあたっての話し合いが、独占禁止法から除外される事となっており、個々の事業者の事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるということについても、十分にご理解頂けるよう、お話させて頂いて参りました。

そして、個々の事業者の意思確認の結果と致しまして、当交通圏は、今回は特定地域への指定を受諾せず、引き続き準特定地域として、従来同様個々の事業者の自主的な努力として、タクシー事業の活性化、適正化に務める事を選択致しました。

この結果につきましては、改めて地域の各事業者へ周知させていただくこととなりますが、今回この様な選択を行った上は、自主的な努力によりタクシー事業の活性化、適正化を確実に進めることが、業界に課せられた新たな責任であると考えており

ます。その事を、個々の事業者にも十分ご理解いただき、業界として可及的速やかに、具体的な成果を上げることが出来るよう、努力してまいりたいと考えております。

制度上、それでも各種指標に改善が見られない場合には、来年以降、再び特定地域候補に指定される可能性があり、その際には、再度受諾の賛否について、意思確認を行うこととなっておりますが、業界と致しましては、自主的な努力で数値の改善が実現出来るよう、引き続き努力してまいる所存で御座います。本日ご出席頂きました関係各方面の皆様には、今回の決定についてご理解を頂くとともに、タクシー事業の適正化・活性化へ向けて、引き続きご協力をお願いしたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

（4）その他

榛澤会長　・そのほか、事務局からは何か連絡事項はございますか。

事務局　・ただいまの議決結果につきまして、事務局より当協議会榛澤会長名にて国土交通大臣あて千葉運輸支局を経由して報告をいたします。

榛澤会長からお話がありましたが、次回協議会につきましては、榛澤会長と開催日程を協議のうえ近々に、「第３回　準特定地域協議会」を開催したいと考えます。委員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思いますので宜しくお願いいたします。

以上でございます。

榛澤会長　・本日は活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

事務局　・榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

・それでは以上を持ちまして、「第２回 準特定地域 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会と致します。
本日は、誠にありがとうございました。

３．閉　会

【配布資料】

議事次第
構成員名簿
委員出席者名簿
出席者席次表
資料１　京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について
資料２　タクシー事業の現状について
資料３　改正特措法施行後１年間の取組み状況について
資料4-1　特定地域の指定について
資料4-2　タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について
参考資料　・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（公示）
・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について（公示）
・準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）
・特定地域の指定基準等について（公示）

以　上